

## 令和7年度 佐倉市消費生活センター運営協議会 会議報告

- 1 開催日時：令和7年10月8日（水） 午後1時30分～午後3時
- 2 場 所：ミレニアムセンター佐倉 4階 第4会議室
- 3 出席者：門脇委員長 武田副委員長 磯辺委員 菊間委員  
丹羽委員 三谷委員 鶴川委員 富永委員 近藤委員  
友崎委員 宮村委員
- 4 事務局：消費生活センター所長 菅原 内田主査補 半田主査補
- 5 傍聴人：1名
- 6 開 会：過半数以上の出席で成立
- 7 あいさつ：消費生活センター所長 菅原
- 8 議 題：（1）令和6年度事業報告について  
（2）令和7年度実施状況について  
（3）令和8年度事業計画について  
（4）その他
  - ・活動コーナーの使用料の改定について
  - ・ミレニアムセンター佐倉改修予定について
  - ・最近の相談事例について
- 9 会議録

事務局：それでは、令和6年度 佐倉市消費生活センター運営協議会を開催いたします。

委員各位におかれましては、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。会議の委員長および副委員長の選出については、佐倉市消費生活センターの管理及び運営に関する規則第24条により、委員の互選となっております。

つきましては、委員長及び副委員長の選出をお願いいたします。特に推薦等がないようでしたら、事務局にて一任ということでもよろしいでしょうか？

（異議なし）

事務局：委員各位からの選出がありませんので、事務局一任とし、委員長については、門脇委員、副委員長には武田委員をお願いしたいと思いますが、皆さまいかがでしょうか？

(異議なし)

事務局 : それでは門脇委員長、武田副委員長、前席にご移動をお願いします  
門脇委員長(議長)、以降の進行をお願いいたします。

(自己紹介)

委員長 : 次第に沿って議事を進めたいと思います。令和6年度の事業報告を行いまして、ご質問をお受けします。次に、令和7年度の事業実施状況と令和8年度事業計画をあわせて報告させていただき、各議題についてお諮りさせていただきます。それでは事務局の方、説明をお願いいたします。

事務局 : 事務局より、お手元の配布資料に基づき、令和6年度の事業報告をさせていただきます。

(事務局説明)

委員長 : ありがとうございます。何か質疑はありますか？

委員 : 当初予算額の推移については予算と決算と両方載せるのが本来ではないかと思うんです。また職員手当等が5年度から6年度にかけて増えたままなのはどういう理由なのか。消費生活相談員の報酬は変わっていないようですが、相談員の方はかなり大変な業務で、試験に合格した有資格者の方がやられていると思いますが、どういうタイミングでやられているのか。

また出前講座ですが、趣旨が合致するような分野の団体などとタイアップやコラボするのも検討の余地があるのではないかと。

また立入検査ですが、10店舗ほどの立ち入りではあまり意味があると思えないので、国から年間何件をやりなさいとか、そういう指示があってやっているのでしょうか。

あと運営協議会ですが、年に1回やられてるということですが、消費生活センター管理及び運営に関する規則の15条には、年2回と書かれているので、1回なら1回でそれはそれでいいのですが、それなら規則を直すべきかなと思います。

最後になりますが、広報活動ということで、議事録が佐倉市のホームページに載せているので、ほかのいろんな情報も公開していくのもいいのかなと思います。

事務局 : 予算を載せてほぼ予算通りに行われているというような前提で、スペースの関係も等もありますが、決算の掲載について今後検討したいと考えております。手当については令和6年度から相談員に期末手当が支給されることになったため増加をいたしました。また相談員の待遇については条例もしくは規則で時給1760円ということで決まっております。大変なお仕事で日々本当よく本当によくやっていただいております。

頭が下がる思いです。

それから出前講座のタイアップやコラボについては今後検討したいと考えております。

立入検査について毎年何件という件数の決まりはございません。各店舗に出向きまして、1つ1つ表示があるか確認しています。

運営協議会についてコロナ禍の前までは年2回開催していましたが、効率化等も含めましてここ数年は年1回としています。1回を書面開催にするなど検討していきたいと思っております。

委員 : 今の状況と違っている規則を運用していくのではなく、規則を変えて1回の開催に変更するとか、規則は変えてはいけないものではないのであれば不整合は避けた方がいいのではないかと思います。検討してみたいかがでしょうか。

事務局 : 検討していきたいと思っております。

委員 : ホームページを公開していて議事録も掲載しているので、活動内容も分かるので、広報のところに追加するとういと思っております。

事務局 : かしこまりました。

委員 : 相談件数については1,500件というより実際は3,000件近い対応をしているというのが実態だと思うので、そういう書き方をした方が相談対応の大変さが伝わると思います。

事務局 : 1,522件は新規のみの件数であって、継続も含めると結構な件数になっているのが現状です。

委員 : 消費生活センターの図書の蔵書が673冊ということですが、佐倉市の図書館と連携したシステムがあればいいなと思えました。

事務局 : 続きまして、令和7年度実施状況と令和8年度の事業計画について、説明をさせていただきます。

(事務局説明)

委員 : 相談員レベルアップ研修とはどのようなことをされるのか。

事務局 : 毎年、6人の相談員がどういったテーマがいかを話し合っ、2日間午前午後で4人の講師を呼んで、講座を受けています。内容としてはここ数年は法律関係で弁護士やIT関係に詳しい方の講義を毎年お願いしており、それ以外では住宅関係、車関係などです。

委員 : 高齢者の配食サービスで配布しているチラシはどのようなものか。

事務局 : 社会福祉協議会の配食事業の際に国民生活センターが発行している見守り新鮮情報というチラシの配布をお願いしています。また消費生活センターを知ってもらい、トラブルがあったら一人で抱え込まないで、電話してほしいということで消費生活センターのパンフレットと一緒に届けてもらっています。

委員 : 8年度の事業計画の中にある中学生向けの消費者教育の内容は具体的にどのようなものか。

事務局 : 家庭科の授業で契約のことが学べるようわかりやすい啓発冊子を市内全中学校に配布しています。また今年度は相談員が中学校に訪問してロールプレイングなど出前講座なども行う予定になっています。中学校での出前講座はとても有効かなと思いますので、教育委員会とも連携をとって進めていければと考えております。

委員長 : ご質問がないようですので、以上をもちまして、令和7年度消費生活センター運営協議会を終了いたします。

事務局 : 委員の皆様、本日はご多忙のところご出席いただきましてありがとうございました。引き続き、相談員、児童、市民の方がトラブルに巻き込まれないためにも、自治会等への啓発、情報提供等を行い、出前講座や消費生活セミナーなどで啓発活動をしっかりとやっていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。  
傍聴人の方は退出をお願いいたします。